

第 3 回

CCS 事業・国内法検討ワーキンググループ

日時：2022 年 11 月 8 日（火）

10：00～12：00

場所：オンライン開催

午前 10 時 00 分 開会

(1) 開 会

定刻になりましたので、ただいまより第 3 回 CCS 事業・国内法検討ワーキンググループを開催させていただきます。本日はお忙しいところ御参加を頂きまして、ありがとうございます。

早速ですが、これからの議事進行につきましては、本ワーキンググループの座長である武田先生にお願いをしたいと思います。武田先生、どうぞよろしくお願いいたします。

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

先月の第 2 回本ワーキンググループでは、CCS 事業に関する法的枠組み、EOR・EGR の法的枠組み、CO2 の法的性質の 3 つの論点について御議論いただきました。

本日は、貯留事業に関する法制について御議論いただければと思っております。具体的には「貯留事業に関する事業規制」「貯留事業権」「貯留事業に関する保安」「貯留事業に関する賠償責任」の 4 つについて御議論いただければと思っております。資源エネルギー庁からの説明に加えまして、委員の先生方からの説明も予定しております。本日も活発な議論をお願いいたします。

それでは、出席確認をさせていただきます。本日は代理が 2 名、代理出席の先生方を含めて 17 名の委員の皆様全員に御出席いただいております。

次に、議事次第、配付資料の確認をさせていただきます。資料 1 を御覧ください。

本日の議事はそこに記したとおりでありまして、配布資料につきましても先生方に既にお送りしていると思います。

本ワーキンググループではクローズドな会議としておりますけれども、議事次第、配付資料は会議終了後に公開いたします。また、議事要旨につきましても、発言者が特定されないよう概要を公開する予定でございます。

それでは、早速でございますけれども、議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

(2) 議 事

1. 第 2 回 WG の振り返りと今後の WG での議論の進め方

まず、資料 3 の「第 2 回 WG の振り返りと今後の WG での議論の進め方」につきまして、資源エネルギー庁石油・天然ガス課より御説明をお願いできればと思います。

資料 3 を御覧いただきたいと思います。

〔パワーポイント映写。以下、場面が変わるごとに P) と表示〕

P) 「第 2 回 WG の振り返りと今後の WG での議論の進め方」についてということでございます。

P) 前回の議論は、先ほど御紹介いただきましたけれども、CCS 事業についての法的枠組みとしてどういったものがあるのかということでございます。

基本的には、鉱業法をベースにして二酸化炭素の特性を踏まえたものとすべきである。それから、事業法ということであれば事業所管大臣が所管するという基本を踏襲すべきではないかと、こういった御意見を頂きました。

また 2 番目として、二酸化炭素の圧入というプロセス、CCS については石油・天然ガスの増産と基本的には同じ技術を使われているということもありますので、これまで実績のある法的な枠組みを実際に使うべきではないかということでございます。

3 番目ですけれども、二酸化炭素の法的位置づけについてということでございます。これは海外では国際エネルギー機関のほうで、所有権については明確化される必要がある、それから円滑に二酸化炭素が移転できるようにすべきだ、こういった御意見がもともとありまして、二酸化炭素の所有権というのをどう整理するのかという中で、もともと管理されているものでない限りにおいては所有権というのは観念できないといった御意見。それから、地下の圧入後の法的性質についてはいろいろと検討をさらに加える必要があるのではないかと、こういった御意見を頂きました。

P) 事業推進 WG という、もう 1 つのどちらかという支援の検討を行っているワーキンググループのほうでは、二酸化炭素のコストの低減に向けた考え方についての意見交換が行われております。

また実施スキームの検討ということでありまして、CCS だけでなく CCU も含めるべきではないか。それから、ここはいろいろな見解があると思いますけれども、将来的に自

立的にサービス事業者さんが事業を行うという流れをつくっていく、こういった御意見を頂いてございます。

P) それから、政府支援の在り方、国民理解の増進といったことについても御意見を頂いているところでございます。

P) 今回の WG につきましては、CCS 事業全体のバリューチェーンというものを下の表に表記させていただいておりますけれども、二酸化炭素を排出された事業者さんがいらっしやって、そこから二酸化炭素の分離・回収が行われ、輸送が行われ、最終的に貯留事業者に二酸化炭素が引き渡されるという流れになってくるということでございます。

この中でも特に貯留事業者——地下の地下構造という不確実性があって、かつ、ここが開発できないと CCS 全体の流れがつくれないという意味で非常に重要な分野だと思っておりますけれども、そういう意味では「事業規制」「貯留事業権」「貯留事業に係る保安」「貯留事業に係る賠償責任」を本日御議論いただければと考えるところでございます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

2. 貯留事業権について

それでは、議事 2 に進みたいと存じます。

議事 2「貯留事業権について」につきまして、まず資料 4「法制度検討メモ」に基づき御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

[パワーポイント映写。以下、場面が変わるごとに P) と表示]

このメモは、本日の主要な論点について私どもの基本的な考え方をまとめたメモでございます。5 点にまとめましたので御説明させていただきます。

P) まず二重規制の排除。これはこれまでも申し上げていることで、早期に法制度の整備をお願いしておりますが、一つの法律で一元的に管理される、そして事業法として管理されるべきであって、その際二重規制は排除されるべきだと考えております。また、経済産業省においてワンストップで対応していただくことが適切だと考えております。

2 番目に、貯留事業権の創設でございますが、貯留事業は長期安定的に操業する必要が

あり、貯留事業を行う権利を鉱業権類似のものとして創設することが適切だと考えております。

3 番目に、既存の鉱区との関係でございます。既存の鉱区と貯留鉱区が重なる場合がございますが、その場合は既存の鉱業権者の権利が優先されるべきであると考えておりますし、特に枯渇油ガス田を活用して CCS 事業を行う場合は入札の例外とすべきではないかと考えております。

4 番目に、モニタリング責任でございます。これもかねてより申し上げていることでございますが、モニタリングの内容等につきましては科学的・合理的な範囲とすべきであり、またモニタリング責任を含む管理責任は、一定期間後、二酸化炭素の所有権が国へ移転されるときに移転させるという考え方が適切だと考えております。

最後に、第三者賠償責任でございますけれども、予測し得ない災害で損害が生じた場合等において事業者が全責任を負うことは不適切であり、合理的な範囲での責任の限定が必要だと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、資料の 5「みなし物件について」に基づきまして、御説明いただければと思います。

CCS の圧入貯留権に関してみなし物権とする検討がなされているということで、本日、私のほうからは、みなし物権に関して説明させていただきます。

〔パワーポイント映写。以下、場面が変わるごとに P) と表示〕

P) まず「みなし物権」とは何ぞやですが、物権があつて、その物権に「みなす」という形でいわゆるみなし物権があります。物権というのは、私人間の契約で設定される私法上の権利。一方、みなし物権というのは、行政的な行為によって設定される物権であつて、これは公法上の地位。これを私人間で生じる私権たる物権とみなすため、物権と「みなす」という扱いになっております。

物権に関しては、民法上、物権法定主義がとられておりまして、物権は法律に定めなければ創設できません。

スライドの下に掲げてあるのが現行の物権とみなし物権の主なものになります。一番上

に挙げているのが民法の所有権、これは物に対する完全な、全面的な支配する権利、使用・収益、処分の全ての権能を備えている権利になります。そこから物を使用・収益するという用益の部分を取り出した用益物権、そして交換価値部分を切り出した担保物権というのが、民法・商法、採石法その他の法律で定められています。特別法に基づくみなし物権としては、この赤枠で掲げられているものが存在しております。

P) このスライドは御参考まで、みなし物権がこういった時期に創設されたかを示しております。大体は古い、明治か戦後早期の時代にできておりまして、直近できたのがPFI法の改正によってできた公共施設等運営権、そして令和元年度にできた樹木採取権というものがございます。

P) では、こういった場合にみなし物権というのが創設できるのかですが、行政的な行為によって設権することになりますので、その行政主体が設権できる権原が必要になります。また、物権として構成する必要性も必要になります。

P) みなし物権を設定する行政主体の権原について、現行のみなし物権に関するものはこのスライドに挙げております。それぞれ、所有権なり公物管理権なり、また鉱業権に関して未掘採鉱物は公物ではありませんが私的所有権から切り離された形で国に権利が属するという前提があって、みなし物権が設定されています。

P) 次に物権とする必要性です。こちらに関しては、物権が有する本質・効力を権利者に与える社会的な必要性があるからということになります。具体的には物権的請求権——妨害排除請求権や妨害予防請求権。また、過去のみなし物権創設時に言われていたのは金融上の便宜。抵当権設定が可能となるのでファイナンスがつけやすい、といった説明がなされております。

P) これを貯留事業権に関して見るとどうなるかが、このスライドになります。

御説明差し上げたとおり、国がみなし物権として貯留事業権を設定する前提が必要になりますので、鉱業法に倣うとするならば、国は地下に存在するCO₂貯留可能地質構造についてこれにCO₂を圧入し貯留する権利を付与する権能を有するというような形の権原を確認することが必要になります。

CCS事業法の適用範囲としては陸域・海域双方が念頭に置かれていると思いますが、海域に関して海底下岩盤は国有財産という整理がされている一方、陸域に関しては土地に対する私的所有権があって、これとの調整が大深度地下使用法を整備する際に議論されておりますので、当時の議論との整合性というのも念頭に置いて議論を進める必要があるか

と思います。

スライドの下には貯留事業権を物権とする必要性ですけれども、債権に優先する効力、物権的請求権、金融上の便宜、その他条文経済であるとか公示方法、こういった点は他のみなし物権と変わらず認められる要請かと思います。

以下のスライドは参考資料となりますので、私からの発表は以上になります。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして資料 6「貯留事業権について」に基づきまして、石油・天然ガス課より説明をお願いいたします。

それでは、資料の 6 を御覧いただきたいと思います。

〔パワーポイント映写。以下、場面が変わるごとに P) と表示〕

P) 「『貯留事業権』の創設について」ということでございます。

P) 貯留事業権につきましては、2050 年にカーボンニュートラルを達成するという目標の中で、CCUS を国策として進めるということが各種の国の計画の中でも策定されているということがございます。

そういうことを踏まえまして、CCUS 自体はまず国策として進めていく必要があるということで、公的性質があるという前提に立ちまして、さらに地下という不確実性のある区域を活用することになりますと、やはり地下構造に習熟する民間事業者の技術を国が事業化することを通じて最大活用するという一方で、公的目的があって企業の皆様にその点について御活躍いただくという考え方ではいかかかと考えてございます。

3 つ目ですけれども、このため、国による監督の下で一定の条件、一定の区域について二酸化炭素の貯留可能となる地下構造を独占的に使用し、二酸化炭素を貯留する権利を貯留事業権として創設し、安定操業と資金調達の円滑化のために物権としてみなすのはいかかということでございます。

貯留事業権につきましては、純然たる私権ではなくて、国の政策に基づいて付与され、監督規定を設けて公法上の義務が課されるということもありますので、「公権的性質を有する権利」として考えてはいかかか。先ほど御指摘いただきましたけれども、債権として全て法律上定めるという道もちろん理屈上はあり得ると思うのですが、条文経済ということ、あるいは解釈の安定性の観点から、国内の立法例を踏まえると物権として

観念するというところにメリットがあるのではないかとということでございます。

P) 貯留事業権の創設の前提といたしまして、ファイナンスの観点が重要ではないかという御指摘を頂いておりますので、私どもでこれまで御意見を伺ってきております。

ファイナンスを検討するに当たって事業者に万が一の場合が生じて、継承という選択肢も含めて事業を継続できるような立てつけであれば長期ファイナンスの円滑化にも貢献する。

貯留権を許認可とした場合と担保設定可能な物権とした場合の違いについては、レンダーとしてのステップインや事業継続の観点からは、物権のほうがファイナンスの円滑化に貢献するといった御意見を頂いております。

今回、このワーキンググループに御就任いただいておりますので、御意見を賜りたいと思います。

弊行からは、金融機関としまして CCS 事業に関するファイナンス検討をする場合の観点からコメントさせていただきます。

資金調達に関しましては、コーポレートファイナンスが1つの手段と言えますけれども、CCS 事業では大きな資金調達が必要となりますため、民間企業の財務・バランスシートへの負担が CCS 事業参加者への足かせとなる可能性もあると考えております。本件、CCS は民間主体の事業として事業を成り立たせていく方針と伺っておりますので、現在別途検討されております政府による支援補助に加えましてプロジェクトファイナンスの活用も見据えた制度設計が必要と考えております。

プロジェクトファイナンスは、当該事業を行う特定目的会社 SPC が借入人となりまして、そのファイナンスの利払い及び返済原資について当該プロジェクトから生み出されるキャッシュフローに限定して、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法となっております。

担保設定に関しましては、事業の安定化を図るべく事業の資産の切り売りがなされないように全資産担保が基本的な考えとなっております。金融機関は SPC の株式や SPC が保有するプロジェクト関連契約上の債権を含め借入人 SPC が保有する総資産を担保とする形になります。

また、債権等の資産価値そのものに着目しました質権設定のみならず、事業遂行上問題が生じた場合においては、金融機関がステップインを可能とするために譲渡担保権を設定

することで SPC のプロジェクト関連契約上の地位について、金融機関の指定する第三者に対して譲渡移転を行う形で事業継続、債権をする形が一般的となっております。

貯留事業権につきましては、プロジェクトファイナンスの要件も踏まえまして抵当権設定が可能な物権として法制度設計がなされることが CCS 事業をバンカブルなものにするために必要であると弊行では考えております。

また、財団抵当権に関しましても、再エネのプロファイなどで活用されている事例もございまして、CCS 事業資産を 1 つのまとまりとして担保権を設定できることから、ファイナンス組成の円滑化に資するものと考えております。

弊行からは以上になります。

どうもありがとうございました。そういうことで金融機関側からもニーズがあるということ的前提として御説明を継続させていただければと思います。

物権化の資金調達の円滑化に対するニーズがあるという前提ですけれども、下の四角で、貯留事業権については相続、一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え、仮処分といったものの目的としつつ、抵当権の目的とするということでいかがかということでございます。

また、この物件という前提になりますと対抗要件のところが論点になりますけれども、原簿を整備するということはいかがかということでございます。

P) 4 ページ目でございます。権利の内容ということでございます。

貯留事業者は日本国民、日本国法人とすべきではないか。それから、探査からこの貯留事業が開始するということになりますけれども、探査については国際法の観点、住民理解の確保の観点から経済産業大臣の許可を受ける必要があるということで、鉱業法も同じ考え方になっております。

貯留事業権の内容としては、地下を試掘する権利、試掘権、二酸化炭素が実際入るかどうかをテストすること。それから貯留権ということで、実際に事業を行うということ。

それから、貯留事業権の及ぶ区域を「貯留区」として定めまして、基本的には石油・天然ガスの鉱区と同じ面積ということで 15～350ha とすべきではないか。

それから、貯留事業権のうち試掘権については有限のものという想定ですけれども、これは鉱業権に倣って 4 年間の存続期間、延長については 2 年で 2 回、そうしたことを想定

してはいかがかということでございます。技術に開発ないし試掘に当たっての技術が同じではないかということでございます。

貯留権の存続期間につきましては基本的には無期限ということですが、基本的に事業を廃止いたしまして、国に対してモニタリングの責任を移管するタイミングで国の許可の下で消滅をするということを想定させていただいているところでございます。

P) 次、6 ページ目でございます。

貯留事業権の設定に当たっては、基本的にやはり住民の皆様の御理解、それから所有者の所有権をオーバーライドできないという前提に立っておりますので、そうしたあたりをこちらでお示ししております。

やはり住民の理解を頂くということの観点からは、これは先願主義ではなくて入札によって決定をするということを基本とすべきではないかということが最初の点。

それから、この権利の設定をする際には関係都道府県に事前に協議を行うということが第2点。

第3点目としては、土地所有者については相当の期限を付して意見書を提出する機会を付与するという事。

それから、これらは特に現行鉱業法のほうで運用されておりますけれども、関係都道府県知事の協議でうまく内容が調わない場合については、貯留事業を行う人に対して鉱害を防止する措置あるいはその他の措置を検討していただいて、さらにそれを踏まえて申請の内容を改めていただくということで調整を行っておりますので、CCS も地域それから所有者の御理解を頂きながら進めていくということが前提だと思っておりますので、こういった規定については引き続き残すことができればいいのではないかと考えております。

P) 7 ページ目は、省略させていただきます。

P) 8 ページ目でございます。先ほど、御説明いただきましたけれども、現在、ほぼ枯渇している油ガス田でこれまで操業してきているものについては入札の例外とすべきではないかということでございます。

特にこの二酸化炭素貯留事業を適切に行うということを考えますと、鉱業権者の鉱区と二酸化炭素の貯留区が重なる場合は両者が一致しておかないとなかなか法律上の実際の履行を適切に担保するというのは難しいところがあると考えているところでございます。そういう意味では、この枯渇油ガス田であって操業中のもの、あるいは過去操業してきたものについては、鉱業権者がそれを申請する場合にはこのまま貯留事業も行っていくと

ということになると両者が一致するということもありますので、入札手続を省略するというのの一つではないかと考えているところでございます。

P) 9 ページ目、こちらは許可の要件ということでございます。これは割と一般的なものになりますけれども、技術的・経理的基礎があるということを中心に社会的信頼性、法律違反がないこと、それから貯留区が重複しない、公共の福祉に反する、こういったあたりを要件としてはいかがかと考えてございます。

P) 10 ページ目、事業の実施に関して。

こちらは入札の手続を経た上で権利設定を付加するという形のスキームを念頭に置いているところでございますけれども、一定期間のうちに事業に着手する義務があるのではないかと。

それから、具体的な事業の方法につきましては、施業案を作成して認可を得るという形で進めてはいかがかと。

それから、特にこの二酸化炭素の貯留事業は当面独占的な性質が非常に強くなるということもありますので、約款について整備をし、大臣の認可を得るという形ではいかがかと。

それから、二酸化炭素の内容について測定、量もそうですし、組成として二酸化炭素以外の分野について含まれる物質についてのモニタリングを行うということを業務の内容として追加するというところでございます。

P) 12 ページ目に飛んでいただきたいと思います。

この貯留事業権はあくまでも土地の使用について、地下の構造についての使用権ということでもありますので、原則的に土地についての権利はないということで、基本的に貯留事業者の方々が土地所有者との関係で合意をして契約を結ぶというのが一番分かりやすいこととですけれども、進めるべきであるということだと思っております。

ただ一方で、その場合に合理的に開発が進まない場合というのがあり得るということでありまして、土地の使用・収用についての例外的な権利の調整についての規定を置いてはいかがかと考えているところでございます。

P) 次 13 ページ目でございます。

まず、準備を行うための測量や実地調査のための立入りということでございます。こちらにつきましては、大臣の許可を受けて、大臣のほうからその旨を土地所有者・占有者に通知を行い、もし損害がその人に発生した場合にはそれを補償するということでバランスをとってはいかがかと考えているところでございます。

P) それから、14 ページ目、15 ページ目が土地の使用・収用ということになりますけれども、14 ページに戻っていただきまして、土地の使用につきましては、基本的に他の土地がなくて貯留事業に支障がある場合について、著しく困難な場合については使用を試掘・貯留権者に認めてはいかがかということでございます。

それから、収用につきましては土地の状態が著しく変わってしまって、そのまま原状復帰できないということを前提として収用というのを観念してはいかがかということでございます。使途としては、坑口・坑井の開設、それから道路・港湾・用排水路の開設、こういったあたりが収用の場面となると考えておりまして、その他、二酸化炭素の圧入設備の設置、二酸化炭素の貯留、それから鉱害の予防または回復のために必要な施設、それから事務所等々については収用に当たるほどの強度の、土地の利用に対する変更はないのではないかと考えるところでございます。

P) 15 ページ目でございますけれども、もともと土地の使用・収用につきましては、土地収用法に基づいて基本的には都道府県に設置される収用委員会をベースにして手続を進めると念頭に置かれておりますけれども、この CCS 事業あるいは鉱業法で行われるような鉱山の開発というものについては、専門性の観点からなかなか御理解を十分にいただけるかどうかというところがありますので、やはり 2050 年に向けて貯留事業所を円滑・迅速に開発を進めるという観点からは、手続の例外として経済産業大臣がこの収用委員会に代わった形で手続を進めるというふうに考えてはいかがか。

どうもありがとうございます。

それでは、議題の 2 につきまして先生方から御意見をと思います。時間が限られておりますので、ここでの議論につきましては 10 分程度でお願いしたいと思います。最後にまとめて 20～30 分の質疑の時間を設けておりますので、ここで御発言できない先生におかれましてはその際に御発言いただければと思います。また、質問に対する回答につきましても、最後にまとめる、もしくは会議後にお答えするということでお許しいただければと思います。

それでは、挙手いただければ私のほうで指名いたしますので、よろしくお願いいたします。いかがでございましょうか。それでは、お願いいたします。

1 点確認をさせていただきます。

貯留区の面積について 350ha を上限としているのは、恐らく鉱業法をリファーしている形ではないかと思えますけれども、例えば苫小牧の 30 万 t の CO₂ の広がりであっても約 700m×700m あります。350ha という 2km×2km を少し下回るような範囲だと思えますけれども、こうしたところで CO₂ を大量に入れた場合の広がりというのが 350ha に収まらないということも考えられると思いますが、その場合は複数の貯留区、貯留事業権を取得するという形になるという理解でよろしいでしょうか。

私からは以上です。

どうもありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

2 点申し上げます。

まず 1 点目が、CO₂ の貯留に関しては貯留層を包括的に支配する必要があると考えております。鉱業権も、地下に賦存する未採掘の鉱物を包括的に支配する観点から物権とみなすとされておりまして、貯留権も同じように物権とみなすということは合理的だと思います。

それから、鉱業権者による例外につきましても、もともと鉱業権を取得している鉱業権者は地下の地質構造について十分な知見をあらかじめ有していることから、仮に公募を実施したとしても実質要件においても鉱業権者が有利に立つという実態が認められると思いますので、そういった観点からも鉱業権者に例外を付与することは合理的であると思われました。

以上 2 点、申し上げさせていただきました。

どうもありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

最初の点だけ御質問にお答えさせていただきますと、まさに御指摘いただいたとおり、この貯留区の面積というのは、まずは石油・天然ガスの鉱業法に基づく鉱区の大きさと基本的には同じということで考えております。ただ実際、御指摘のとおり開発のところで考え方がやはり違うのは、二酸化炭素の広がりということをベースにして最終的に検討しな

くてはいけないというところがありますので、そのモデリングを踏まえて最終的に貯留区がどれぐらいの面積なのかというのを決める必要があるということかなと思っております。

ということで、「基本的に」と書いてありますけれども、例外はあるという前提で考えておりますので、この貯留量をどれくらいにするのかによっては貯留区の面積そのものを大きくする必要があるという場合はあると思いますので、そのような考え方をとっております。貯留区を分けた場合は、分けるという考え方もあるのかなとは思いますが、管理の一体性ということを考えますと、貯留区がばらばらになるというのはあまりよくないと思っておりますので、基本的には1つの貯留区の中で関連の設備あるいは組織をつくっていただくということが適切な管理に当たっていいかと考えております。

ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また後ほど時間がありますので、その際に御意見等あればお願いできればと思います。

3. 貯留事業に係る保安について

続きまして、議事の3「貯留事業に係る保安について」に進みたいと思います。

資料7「貯留事業に係る保安について」に基づきまして、石油・天然ガス課より説明をお願いいたします。

引き続きまして、資料7に基づきまして「貯留事業に係る保安について」、御説明をさせていただきます。

〔パワーポイント映写。以下、場面が変わるごとにP〕と表示〕

P) CCS事業のうち特に貯留事業につきましては、繰り返しになっておりますけれども、不確実性のある地下構造を活用するということもありますので、十分地下構造を安定的に安全に使う。もちろん地上も一体として安全性を担保するということが適切に行われなければ、地域での御理解を頂きながら貯留場の円滑な開発を進めるということとはできないと考えているところでございます。

また、実際に貯留事業に従事される作業員あるいは働き手の皆様の安全ということも確保できなければ、働き手の確保にも支障が出てくることもございます。こういう観点から

保安の確保というものが非常に重要な意義を有すると考えているところでございます。

そういうこともありまして、保安上のリスクを少し具体的な場面に分けて考えるべきではないかというのがこちらでございます。

まず「人に対する危害の防止」ということでございまして、特に作業従事者の方々、それから第三者の方々も含まれると考えております。

また、二酸化炭素を貯留する貯留層を適切に運営ができなければ、遮へい層が壊れて二酸化炭素が地上への漏えいということも招き得る可能性もありますし、それによって人に対する危害にもつながる可能性があるということでございますので、「貯留層の保護」も十分重要的意義だと考えております。

また、「貯留事業所の施設の保全」そのものも適切に行われない場合には、塩水が周辺環境に漏えいするとか、あるいは二酸化炭素の貯留事業所において二酸化炭素の分離・回収事業も実際に行うということになりますと薬物を使うとか、アミンという人に対して健康を害する効果のあるものも使わざるを得ないところがありますので、やはり施設の保全は非常に重要なことだと考えているところでございます。

さらに周辺環境あるいは周辺の住民の皆様に対する害悪を防止するというで、ここはシンプルに「鉱害」と書いておりますけれども、こういった措置についても併せて検討していく必要もあると考えております。

あと、貯留事業の監督の体制ということになりますけれども、基本的には石油・天然ガスの井戸と同じ構造を持っておりまして、石油・天然ガスの増産技術を適用するという事になっておりますので、そうした地質上の知見、それからこの増産技術に関連する設備に関する技術といったものが蓄積されて、どこにリスクがあってどこにリスクがないのか、どういうふうな設備の使い方をすべきなのか、こういった知見が蓄積されるような体制として整備する必要があるのではないかと考えてございます。

また、二酸化炭素自体は一般的には産業ガスということもありますので、二酸化炭素特有の規制というものはないということであります。そうしたあたりも安全性を考える上で留意すべきではないかと考えているところでございます。

P) ここからは人に対する危害の防止、それから 4 つの場面についての御説明ということになります。

まず、人命の保護というのが最大重要ということだと思いますけれども、二酸化炭素の適切な管理が下の①ですが、窒息が起きてしまうリスクがある。②として、コンプレッサ

一のメンテナンスが行われないとけがをするようなリスクがある。③として、塩水が周りにまかれますと健康被害が発生するリスク。④として、二酸化炭素の分離に使いますけれども、アミン溶液が河川に漏れ出す場合には健康被害も著しくあるということで、こういった状況を防ぐことが必要ではないかというのがこちらです。

P) ②貯留層の保護ということで、これは二酸化炭素を押しとどめる遮蔽層というものがございまして、こちらが壊れないように操業するということが非常に重要になってまいります。これによって地下の層が崩壊したり、二酸化炭素のガスの突出というのが起きないようにするということになりますので、こういったことに配慮する必要があるのではないかと考えています。

P) ③は、施設の保全ということになります。

これもまた同じですけれども、関連する設備の中でコンプレッサーが暴発する可能性。それからアミン溶液が河川に漏れ出す。塩水の問題。タンクの強度が足らずに爆発してしまう。こういった状況というのが考えられるのではないかと考えています。

P) ④は、周辺環境への影響ということで、コンプレッサーのメンテナンスが行われず、周辺の建築物が壊れるリスク。塩水の問題。アミン溶液の問題。それから、土地の掘削によって地滑りが発生するといったような問題というのがあり得るということではないかと考えておりまして、こういった行為を規制していく必要があるのだろうと考えています。

P) こうした状況を踏まえまして、全体的な保安上の措置としては、今 4 つの場面ごとに義務をかけさせていただくということ。それから、貯留事業権の譲受人についても処分が継続される点。技術基準と維持。工事計画の提出。使用前の検査と届出。定期検査。いわゆるモニタリング、それぞれを貯留事業者の皆様に行っていただく。それから、保安規程の整備。統括者の選任。保安教育。こういったことを実施していただく必要がありますし、危害の回避措置というものを法定化する必要があるのではないかと考えています。それから、監督機関による停止命令、技術基準への適合命令、定期検査等について措置する必要があるのではないかと考えているところでございます。

P) また、ロンドン条約・ロンドン議定書の関係になりますけれども、新しく整備されるこの法令についてもロンドン条約・ロンドン議定書への対応というのは必要であると考えているところでございます。

また、先ほどもお話しいただいていますけれども、ロンドン条約が適用される法令が幾

つか出てくるということになれば、基本的には二重規制とすべきではないかというコメントも頂いているところでございます。

P) モニタリングでございます。モニタリングは、やはり地域の理解を得ながら貯留場の開発を円滑化する上で非常に重要であると考えているところでございます。

一方で、事業者の皆様の方からは科学的・合理的な範囲内にすべきという御意見も頂いているところでございます。

モニタリング項目についてということで、今様々な御意見がありますけれども、二酸化炭素の地下への広がりや推認できるもの、それから漏えいが合理的に説明できるもの、さらに地震についてこれを測定できるようにしておく必要があるのではないかとというのが、様々な御意見の中で私どもとして認識しているところでございます。

それから、長期の周辺環境への影響ということにつきましては、国が必要性を認める場合には国が補完的に実施するということがあってもいいのではないかと考えています。これは苫小牧で環境省がやっていらっしゃるものがございます。

それから③は、モニタリングを行う上で、二酸化炭素の圧入が終了した後——基本的には追加の圧入がありませんので、ある程度安定化していくという状況になりますので、その際にはモニタリング項目を合理的な範囲で減らす必要があるのではないかと考えています。

P) 10 ページ目になりますけれども、加えまして貯留事業者が行うモニタリングに関する監督体制ということですが、地下構造に対して詳しい者において実施すべきではないか。それから、異常値が測定された場合には国側の監視の体制のモードを変える、リスクの体制を変えるべきではないか。

それから、特に企業の皆様からの御要望を非常に強く頂いているところでありますけれども、二酸化炭素の貯留事業場の閉鎖後については国にモニタリングの責任を動かすということではいかがかということでございます。これは企業側の収益性の問題もありますけれども、同時に長期のモニタリング、もともと国策として進めていくということもありますので、超長期の責任は国が実施するということが全体的な安全性を担保していくことが必要ではないか、このような考え方もあるのではないかと考えてお示しをさせていただいたものでございます。

P) 先ほど、地震計をモニタリングの対象として設置すべきではないかということでお示ししましたがけれども、苫小牧の実証において地震計を設置しておりまして、平成 30 年

北海道の胆振東部地震においても、この因果関係がないという説明の際にこういった形でモニタリングのデータを使わせていただいているということもあります。

このように基本的には、二酸化炭素の圧入と大地震の因果関係というのは今まで説明されたものは私どもとしては承知をしていないのですけれども、事業の安定的な操業と地元の皆様の御理解を頂く上で地震へのモニタリング、それからこの因果関係を説明できる体制というのを整備する必要があると特段日本としてはあるのではないかと考えるところでございます。

P) それからもう 1 つございますけれども、このモニタリングの期間については国によって様々な考え方がありまして、50 年間必要だと考えているのがアメリカの連邦政府。州レベルでは国の責任移管というのも観念をしております 10 年、30 年。それから EU は 20 年間。豪州では 15 年。カナダ、インドネシアでは 10 年と様々ございます。これは恐らく二酸化炭素の安定性をどういうふうに測定するかというところで技術開発の程度によって、こういったモニタリングに要する期間がまちまちになっているところもあると思いますので、海外の情勢も踏まえて、何を基準にしてこれを移管できるのかというのをしっかりと具体的に決めていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

保安につきましては、以上でございます。

どうもありがとうございました。

それでは、御質問・御意見ございましたら挙手をお願いできればと思います。10 分程度時間があります。お願いいたします。

1 点確認ですけれども、CCS 事業については、鉱業についての規制というのは事業規制を鉱業法でやって、保安規制を鉱山保安法と、2 つの法律で規制しているのですが、これは CCS 事業については 1 つの法律でまとめていくという理解でよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。後ほどまとめて御回答いただくということにしたいと思います。

それでは、お願いいたします。

丁寧な説明、ありがとうございました。

私からは、2 点お願いをしたいと思っているのですけれども、まず 1 つ目は 6 ページの

鉱害の防止についてでございます。

CCS 事業の環境へのインパクト等については、この施業案の「鉱害の防止」というところでカバーされていると理解いたしましたけれども、そうだとすると、この中に生態系保全の視点というのが見えないのは、国際的な水準に鑑みましてちょっと不十分なのではないかなと考えております。もちろん気候変動対策を進めるということが第一なのではありますけれども、各国の CCS 事業では必ず事前に環境アセスメントが実施されていると理解しております。したがって、仮に CCS 事業法による一元的管理ということを前提にするのであれば、どのような方法をとるかは別として、その具体的な体系の中で「生態系生物多様性の保全」であるとか「環境アセスメントの実施」といった言葉が出てこないとか社会的受容性は得られないのではないかと危惧するところでございます。ちょっと先走った議論でございますけれども、具体的な検討をされる際にはぜひ考慮いただきたいと思っております。

それから、10 ページ目の国へのモニタリング責任の移管でございますが、先ほど御説明にありましたとおり、有限化ということを事業の方々には強く要望されておりますし、有限化するという方向が打ち出されていることは必然と考えております。

先ほど幾つかの国の例がございましたけれども、具体的な期間の長さであるとか国に移管するための基準というものについてはこれから検討ということで、ぜひ具体的なものを進めていただければと思っております。

それから、8 ページの参考のところの海洋汚染防止法の話です。

「海洋汚染防止法は経済産業省の実証事業を実施することを念頭に、法的な措置を行った」というのが※の中で書かれているのですが、これは若干違っております、当然ながら 96 年議定書批准のための海洋汚染防止法の CCS 改正だったわけですが、その際に具体的に我が国で想定されていたのは苫小牧の実証実験だけだったわけですので、ある程度それを念頭に置いたということは事実だと思います。長期的責任の問題など課題はありますけれども、制度的には国以外の事業者であっても海洋汚染防止法適用可能な体系と今はなっていると理解しておりますので、もし可能でしたらこの部分は削除いただくか、あるいは訂正いただければと考えております。

どうもありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

本日は、委員が欠席をさせていただいていますので、私から意見を申し伝えたいと思います。丁寧な御説明、ありがとうございました。

1 点、モニタリングについて、諸外国の事例等も参考にしながら、圧入終了後のモニタリングの期間を今後どのぐらいに設定するのかを科学的な知見等を踏まえて御検討されると理解しておりますけれども、最終的に国にモニタリング責任を移管するに当たりましては、当然ながら二酸化炭素が安定的であるということが必須条件になると思います。このモニタリングの期間につきましては仮に10年とか15年という形で定めたとしても、一定の地下構造の中で二酸化炭素が安定的に貯留されているということの確認がとれば、例えばモニタリングの期間を短縮するとか、そのあたりを柔軟に御検討いただくような形のスキームが望ましいと考えておりますので、そちらにつきましても併せて御検討いただければお願いいたします。

私からは以上でございます。

どうもありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

7 ページにあります貯留事業において求められる保安上の措置の全体像については違和感は全くありませんし、恐らくこれも鉱山保安法もしくは高圧ガス保安法といったほかの保安法令をリファードした形になっていると思いますので、こういった形で規定されることについては賛成をいたします。

ただ1点だけ、実際に技術基準を定める段になったときには、これまでの産業ガスの利用とは全く違う非常に大量の二酸化炭素を扱うという場面が想定されますので、そうした大量の二酸化炭素の扱いに配慮した技術基準の策定をお願いできればと考えております。

私からは以上です。

どうもありがとうございます。ほか、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御質問等がありましたので、お願いいたします。

御質問・御意見いただきまして、ありがとうございました。

まず、御質問ですけれども、現状においてはこの時点で、CCS 事業法で一本化するか、あるいはほかの法令も踏まえる、引用させていただく、そういったことについては特に結論を設けているわけではございません。今後具体的な、どの法令を進めるべきかということについてはかなり細かく検証していく必要があるかなと思っておりまので、こうした部分についても実際に現状で鉱業に従事をいただいている方々あるいは貯留事業に参画されることを御検討いただいている皆様の御意見を踏まえて、どういった法制で進めていくべきかということについては検討していくのかなと思っております。繰り返しになってしまふのですけれども、今のところで何か具体的な想定を置いているということではないということでございます。

それから、コメントを3つ頂いておりますけれども、鉱害の防止について生態系的な観点、あるいは周辺環境のアセスメントが必要であるという御意見があります。これは日本の国内において現状二酸化炭素についてのアセスメントというのは、一般的に行われているということは少なくとも陸上ではないというのが先日の環境省の検討会で御意見があったと思います。そういう意味でも、海洋についてはロンドン条約という特別の規制のルールがあるということもあります。そうした部分も踏まえ、かつ地元の各地域の皆様のリクエストということもあると思いますので、そうしたものを踏まえながら全体的に進めていく必要があるのかなと考えております。そういうことで、全てが鉱害の防止ということだけに限定するということではなくて、先ほど御説明させていただいたように「等」というものをつけた上でそれ以外の要素についても併せて検討していく必要があるのかと考えております。

それから、責任の移管の長さにつきましては、これはどういったことを技術的に判定するのか。結局のところは二酸化炭素が安定しているか、していないかというところが重要ということだと思っています。これは御意見とも同じだと思いますけれども、それによって短縮できるかどうかというのは当然あるのかなと思います。原則的な考え方もそうですし、例外的に短縮できるかどうかということについてひとつ検討していくということかと思っています。

3 点目といたしまして、御説明のとおり海洋汚染防止法が企業での活用を想定していなかった。それは我々も同じ考え方ですけれども、もともとの経緯について御説明をさせていただいたとおり、苫小牧の実証があつて、CCS 事業についてここで行うという前提で法改正が行われたという経緯はあるということでもあります。これは単に事実を書かせてい

ただいたものというふうに認識しておりますけれども、何か修正が必要というところについて特に具体的に御意見を頂ければと考えております。

それから御指摘のところにつきましては、やはり大量の二酸化炭素を扱うという観点から法律の立てつけを単に他を参照するだけでなく、しっかりと検討すべきであるというコメントだと思いますので、こちらもおっしゃるとおりであります。これだけの数百万 t の二酸化炭素を年間扱うような貯留場というのが今後も出てくる可能性があるということもありますので、安全の取り方につきましては十分そうした点を踏まえて検討を進めてまいりたいと考えております。

たくさんの御意見、ありがとうございます。

どうもありがとうございました。

4. 賠償責任について

それでは、続きまして議題 4、貯留事業に係る「賠償責任について」に進みたく存じます。

まず、資料 8、賠償責任と保険に関する考え方についてに基づきまして、御説明いただければと思います。お願いいたします。

資料 8 を御覧ください。

〔パワーポイント映写。以下、場面が変わるごとに P) と表示〕

P) この CCS 事業に関し、第三者に対する賠償責任を強制保険化するという話もありましたので、私からは賠償責任と保険に関する考え方についてお話しいたします。

総論としては、本ワーキンググループで議論している CCS は石油・天然ガス開発事業で EOR・EGR などで行われていまして、既存の石油・天然ガス開発保険対象に追加してお引受けさせていただいている実態にあります。したがって、保険組成は十分可能です。また、それらの引受けにおいて二酸化炭素は可燃性のある石油や天然ガスと比較してリスク量が大きいという認識は今のところないので、既存の石油・天然ガス開発保険を念頭において設計するのがよいと考えております。

一方で、第 1 回のワーキンググループでもコメントさせていただきましたが、既存の賠

償責任保険の範囲を大きく超えて保険を組成するとなると難易度が飛躍的に高まるので、現在提供されている補償内容と合わせるということが望ましいと思っております。

ということで、スライドには御参考まで、一般的な補償内容を示しております。

まず、民事上の賠償責任であることが前提になっております。対象となる損害は、事業に起因して発生する第三者の身体障害、財物の物的損害に加えて防御費用・応訴費用などが含まれています。裏を返すと、これ以外は対象外ということになります。

また、損害の発生が急激かつ偶発的な事由であることが前提となっております。後ほど出てくる慢性的な漏えいに起因するものは対象となりません。

保険期間について第1回ワーキンググループでもお話しさせていただきましたが、原則1年間です。また、スライドには書いていませんが無限責任の保険は組成できないので、限度額の設定が必要になろうかと思えます。ちなみに石油・天然ガス開発の分野では、海外の事例ですけれども、一般的に海上で100億円、陸上で50億円程度の限度額を設定することが多いです。ただし、日本国内の賠償慣行と被害想定を考えると陸上の場合は10億～30億でも合理的なのかなと考えております。

次に、お支払いできない損害として列举されている主な事由です。スライドの下の部分に記載のとおりです。

先ほども申し上げたとおり、慢性的（Gradual）な漏えいによる損害は、事故発生日の特定が困難であるなどの理由によって免責となっております。また、賠償責任の範囲を超えるお見舞い費用や契約上加重された責任、そして地下構造の損害に対する責任は免責と扱われております。

以上が、石油・天然ガス開発で使用されている一般的な賠償責任保険の補償内容であり、こういった内容であれば保険手配は困難ではないのかと考えております。

P) 今後の論点です。

まず、無過失責任の適用については、先ほど申し上げたとおり、賠償責任保険は過失責任を想定していることから、一般的な賠償責任とはギャップが出てくることになります。こういったことが想定されるのか、明確化、列举して保険会社にとって受入れ可能か、議論が必要かと思えます。

2つ目、不可抗力について。

裁判所のしんしゃくという話がありましたが、裁判所で事業者責任が認められた場合に、保険会社として事業者がデューデリジェンスを果たしていない、例えば設計基準を満たし

ていない、あるいは十分な安全対策を講じていないといったような事実が認められると、保険金のお支払いができないこともあるといった点は留意したほうがいいかと思います。

最後に、保険の対象期間の明確化です。保険をいつからいつまで掛けなければいけないのかを明確化する必要があります。圧入終了後モニタリング期間は実質的な管理が行われているのかどうかといったところは、保険提供を行う上で重要なポイントになろうかと思っています。

以上のとおり、保険の組成については大きな障害はないと思われますが、制度設計していくためにはリスクの明確化と分析が必要かと思っています。

私からの説明は以上になります。ありがとうございました。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして資料 9「貯留事業者の賠償責任の明確化」について、石油・天然ガス課より説明をお願いいたします。

それでは、資料 9「貯留事業者の賠償責任と明確化について」ということで簡単に御説明させていただければと思います。

〔パワーポイント映写。以下、場面が変わるごとに P) と表示〕

P) 貯留事業権者の方から事業上のリスクを見た場合には、二酸化炭素の漏えいあるいは圧入設備関連、塩水が周りに出るといったような第三者に対する損害賠償責任というのがあるということで考えてございます。

原則的には民事責任については過失責任主義が適用されるということではありますけれども、貯留事業が不確実性のある地下構造を利用するという観点から、もともと鉋業法のほうでも地下構造を活用するという意味で無過失責任原則というのが適用されておりまして、やはり一定のリスクがあるという前提を踏まえてこのような形になっております。被害者の救済の観点、それからリスクの明確化の観点から無過失責任原則を採用するというのはいかがかということでございます。

この観点から 4 つほど記載をさせていただいております。1 つは貯留事業者への責任の集中、責任の明確化、保険加入か供託の義務、最終的に賠償責任については一定の制限を置くということも検討してはいかがかと考えております。

なお、これはよく御質問を頂くのですが、二酸化炭素の漏えいがあった場合であ

っても損害が発生しない場合というのはどういう取扱いになるのかということについて御質問を頂くことがございます。これにつきましては、私ども今まで様々な学者の先生方あるいは弁護士の先生方とも意見交換を進めてきているところですが、これはあくまでも許認可の問題であって、損害が発生していない以上は賠償責任というのではないということになりますので、基本的には法律上の問題としては許認可の取消し事由といったものになり得るということだと思います。金銭的な賠償というものについては、特に損害が発生しなければ起きないということかなと考えております。

また、明記ができておりませんが、一方で、例えばクレジットの計算上どういう取扱いになるのかとか、あるいは排出権、日本にはありませんけれども一般論としての排出権であるとか、そうしたもののカウント上どうなるのかということについては CCS の法律の射程の外になるのかなと思っておりまして、それぞれの制度の中でこういった場合をどういうふうに取り扱うのかということについて検討を進めていく必要があるのかなと考えております。我々もそういった点、必要あらば意見交換をどんどん進めていければと考えております。

P) 貯留事業者への責任の集中というところになります。

もともと貯留事業者の皆様は保安の責任というものを負っていただくという形を想定してございます。これは CCS 事業の貯留事業を円滑に進めていくことに当たって非常に重要であると考えているところでございます。

また一方で、二酸化炭素の所有権問題についてはいろいろ様々な御意見を頂いております。今回時間の都合上取り扱うことはできないのですが、二酸化炭素の所有権はもともとの原排出者に残すべきではないか。こういった御意見をもともと私どもとして頂いているところもありまして、実際の引き出し方についてはいろいろな制限がどうしてもかかってくるということが前提ですけれども、貯留事業者のところに二酸化炭素が残っている。これがもし何か漏えいしたときに損害賠償責任を負うのかというところの論点が残りますので、そういう観点からも貯留事業者の皆様一旦責任を集中するという形での法制を取るというのが、この貯留事業を安定的に操業していく上でも重要ではないかと考えているところでございます。

一方で、国にモニタリングの責任が移管された場合には、これについては貯留事業者の皆様は責任というものは貯留事業権も消滅するという前提に立っていますので、特にこういったものはなく終了し、国においては責任を負うというふうな形で観念をしていくとい

うことが必要ではないかと考えております。国において賠償責任をお引受けするとしても、もともとモニタリングの責任の移管の前提として二酸化炭素が安定的に貯留されているということが前提になっておりますので、そのような状況になってからの賠償の場面というのは基本的にはかなり可能性としては下がっているという前提なのかと考えているところでございます。

P) こちらは鉱業法における無過失責任原則とのバランスの中でお示ししたものであるということでありまして、最終的には様々な御議論を経た上で詳細に研究する必要があるのかと考えておりますけれども、一つは、「土地の掘削」というところでありまして、これが適切に行われないと陸地に崩れるところが起きるということで問題が起きるということもありますし、それから「二酸化炭素の圧入・貯留」については、仮に二酸化炭素が逆に吹き出すような場面になりますと、窒息の問題ということが作業員、見学者あるいは周辺に対して起きる可能性がある。

それから「坑水及び廃水の放流」ということでありまして、出てくる塩水をどういうふうに取り扱うのかということ。それから、もし二酸化炭素の分離・回収も貯留場で行っている場合にはアミン溶液という形で健康に害があるものも使うということになってまいりますので、こういったもの。それから、二酸化炭素以外の物質として含まれる中に、これは場合によっては周辺環境に影響が出得る、例えば硫黄分が多く含まれている場合には問題が起きるということもありますので、そういうちゃんと洗浄し中和された水を放流するという形で進めなくてははいけませんので、こういったことが起きた場合には賠償責任を負うという形にするというのが一つ考えているところでございます。

P) その上で賠償の原資をどのように確保するのかというのがこちらでございます。

1つは、先ほど御発言を頂きましたけれども、まず保険の手配というのは一般的なものであれば、もともと石油・天然ガスそれから増産に関する保険の手配というのが行われているということもあって、これは一般論で言うと手配は可能であるということがございますので、基本的にはそこと責任の場面というのが一致すれば、リスクはその貯留事業者の皆様が参入するに当たって透明化されるということにもなりますし、一般的に想定される範囲内で保険が手配されるということになれば、これは恐らく地域の皆様に対する損害の賠償というのも適切に確保されるということになってくるのだらうと思うところでございます。そういうこともありますので、保険加入というのはまず1つの軸として考えていくというのがあるのかと思います。

一方で、保険が手配されないような場合というのが様々な状況によっては起こり得るということもありますので、保険の加入のみならず供託というものも選択肢として残しておく必要があるのではないかと考えているところでございます。

また、保険の手配につきましては、先ほど御指摘いただいておりますけれども、積極的な行為が行われているところというのは非常に分かりやすいということもあって、それは多分損害と具体的な行為との因果関係が明確化しやすいということだと思います。そうすることで、典型的には圧入期間の保険の加入というのが1つ、これは理解しやすい分野だと思いますけれども、モニタリング期間についてはどのように考えるのかというのを論点としてお示しをいただいたのかと考えているところでございます。

また、損害賠償の無過失責任原則を採用する場合であっても、これは一定の損害賠償責任から見た場合は限界ということになりますし、一方で事業者の皆様の目線から見ますとこれはある種支援の一環ということになると思います。3つほどの他の法令を見ますと地方では一般化されているかなと思っておりますけれども、国による補償契約の締結、それから天災その他の不可抗力がある場合、そういったものが損害の原因として競合するような場合というのがありますので、その場合における裁判所の斟酌。

それから、他に損害の発生の原因について責任を負うべき者がいる場合の求償権、これは法律によって様々な条件が付加されているということもございますので、それらを見ていく必要がある。実際にこのCCS事業について詳細を具体的に深掘っていく必要があるということでございます。

P) 6 ページ目。具体的に国による補償契約というのが、かなり損害賠償の義務履行に当たって非常に重要な分野になってくるかなと思っておりますけれども、まず二酸化炭素の貯留場を安定的に開発していくということを考えますと、国においてもこの賠償に備えて円滑化をしていくということが必要ではないかと考えているところでございます。

その上で、いわゆる保険では手配できないような損害については貯留事業者と国が補償するという契約を行って、実際には支援をするということはどうかと考えてございます。

本件の最大額というのは、他法令では大体責任保険その他の措置によって担保される金額と同額が最大であるということになります。例えば保険で手配が大体100億円の損害を想定している場合には補償額としては100億円までということで、こういった他法令での運用を踏まえて詳細を検討すべきではないかということでございます。

また、この補償契約に当たってどのような条件でこの契約を締結できるようにするのか。

例えば補償契約を締結するに当たっての保証料というのをある程度負担いただくというような場合も想定されます。しかし法律によって場面によって幾つか分かれておりますけれども、参考になりますのは人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、展覧会における美術品損害の補償に関する法律、原子力損害賠償補償契約に関する法律、こういったものが参考になるのではないかと考えております。具体的なところにつきましては、保険会社の皆様のお引き受けいただける条件、それから実際一番重要なのがこういった損害が想定されるのか、保険として手配できるかどうか、それからこういった国の補償、政策的な観点からどこまで支援をさせていただくことができるのか。こういったことを勘案しながら詳細の検討を進めていくことが必要ではないかということでございます。

ということで、貯留事業者の賠償責任と明確化については以上でございます。

どうもありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問・御意見いただきたいと思います。御質問・御意見ある方は挙手ボタンでお知らせください。お願いいたします。

第1に、事故類型について保安責任の箇所で言及がありましたが、それらに限らず、どのような事故を想定して、サイト外の第三者に対する損害賠償責任を検討する必要があります。二酸化炭素の漏えいによる人身被害のほか、地下の貯留が原因で地震が発生することも考えられます。特に地震の発生についてはそんなことは起こり得ないという反応がありそうですが、実際に国際的に見ると地熱発電やシェールオイル・シェールガスの採掘などで地震が発生したとされている以上、二酸化炭素の貯留を原因とする地震の発生可能性を除外することはできません。「保安」という言葉の意味はサイト内の事故に限定することが多いと思いますけれども、資料8のように広く用いるのであれば貯留層全体がサイトであると考えべきです。

第2に、貯留事業者の損害賠償責任の有限化について申し上げます。

貯留事業者の損害賠償責任の額を有限とすることは、事故を抑止するインセンティブが減少するという懸念があります。また、CCS 事業で予定されているプロジェクトファイナンスでは SPC を通じて事業を遂行する場合には、SPC の株式会社の資産は非常に小さいので、株主有限責任を介して事故を抑止するインセンティブが減少することになります。したがって、事業者の損害賠償責任を有限責任とすることは二重の意味でモラルハザード

を生じることになります。現に目の前にいらっしゃる事業者の方々がモラルハザードを起こすかどうかの問題なのではなく、事故抑止のインセンティブを欠く制度を設計することを問題としています。

さらに3ページに、「なお、国にモニタリングの責任が移管された後には、国において賠償責任を負う」と書いてあります。念のためですが、当然ながら二酸化炭素が原因で被害が発生したのである限り、国が国家賠償責任を負うからといって二酸化炭素を貯留した事業者の損害賠償責任が免除されるものではありません。国と貯留事業者と連帯債務になるだけです。

またスライドの6ページ目に、本件の最大額について補償としてはいかがかとあります。本件の意味次第ですが、補償契約を締結すれば国や事業者が免責されるという制度を意味するものではないと理解しています。したがって、事業者の責任を無限責任とすべきではないということになります。このワーキンググループの法制度検討において、ほかのほとんどの場所で踏襲している鉱業法においても無限責任とされており、事業者の損害賠償責任をいかにサポートするか、そのリスクをサポートするかという制度はほかにもありますので、そちらを検討する必要があります。CCS 事業に対する地元同意、国民理解の観点からも損害賠償責任を有限化することには反対です。

第3に、2ページ目に責任集中について言及があります。責任集中の理由は、貯留事業者以外に関連する事業者を保護するためのものであると理解するのが一般的だと思います。事業者がサイト内の保安責任を負っていることは関係ないと思います。さらに責任集中は、責任が集中しない事業者の関連する事業者の責任の免除を意味しますので、責任集中制度を採用するのであれば、なおさら責任が集中する貯留事業者の責任を無限責任とすべきではありません。

以上です。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、お願いいたします。

今のコメントについて1点、自分からもコメントさせていただければと思います。

地震に関する言及がありましたけれども、明示的に地層を破壊するシェールとか、温度変化によって地層への影響があり得る地熱等に比べて、CCS は基本的に地層を壊さない

ことを前提にして行う事業ですので、基本的には地震が起こらないようにやるということを念頭に置いてやるものだと考えております。ですので、仮に地震に関する危険性もしくは地震に関する損害というところを念頭に置くのであれば、実際に事業を行う際もしくは損害が起こった際に、地震との因果関係というものが説明されるべきだと考えておりますし、基本的にそこには因果関係はないというか、ないように行うような技術基準が設定されるべきものだと考えております。

私からは以上です。

ありがとうございます。

続きまして、お願いいたします。

ちょっと視点が変わるのですけれども、2 ページ目に CCS 事業における地下構造の不確実性から無過失責任を採用云々ということが書いてあります。それは理解するのですが、けれども、御承知のように CCS 事業については環境 NGO 等からかなり反対意見も出ているのが現状であります。その中で不確実云々ということを理由に書くというのは、ちょっと問題が生じるのではないかなという気がいたしております。もちろん科学的に不確実性があるということは重々理解しているのですが、国民理解あるいは中でも地元の理解を得る上で不確実性ということをあまり強調されてしまうと支障になるのではないかなと危惧をしております。これはコメントでございます。

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。それでは、お願いいたします。

御丁寧な御説明、ありがとうございました。加えまして、無過失責任を採用するとともに、とりわけ賠償責任の限界についても入れていただくことにつきましても賛同させていただきます。

スライド 5 に、賠償責任の限界として 3 つの規定を入れることを御説明いただきました。②の天災その他の不可抗力、すなわち貯留事業者の責任に帰さないことが明確である場合を含めてだと思えますけれども、最終的には裁判所の御判断はあると思いますが、こういった規定で賠償責任の限界を入れていただくことにつきましては、ぜひ積極的に御検討いただきたいと考えております。

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お願いします。

責任のところは、私だけではなく必要があれば補足していただければと思いますけれども、基本的には石油・天然ガスの開発に基づいて巨大な地震というのは例はないというふうに我々としては認識してはいるのですが、当然開発に伴って先ほど御指摘いただきましたけれども、一定の範囲の振動というのは起こり得ることだと思います。

特に CO₂ の圧入という行為自体はそれほど振動を伴って行うような事業ではないと考えておりますけれども、これは安全基準の考え方にも入ってくると思います。現行の鉱山保安法のほうでは、振動関連の技術基準というものがもともと鉱害の防止という中に入っております、そのような配慮をしっかりと進めていく必要があるのかなというのが1点でございます。

それから、保険の手配に当たっても、地震のリスクというのは保険の対象として加えることはできるということだと先日の御説明の中で伺ったというふうに認識しておりますので、保険の対象にできないということは恐らくないのだろうと考えております。

そういう中で金額のところにつきましては、これは理念上は、保険の填補額の中に大体収まるだろうということで損害の規模を想定しているということであって、もちろんその額だけに限定されるということではないということ。これは他方でもそういう形の考え方になっておりますので、基本的には保険額の中に入るような形で一般的なリスクが想定されるような形で保険が契約できるのであれば基本的な損害に対してはカバーができるのではないかとありますので、この額に法律上制限することをしているということではないということは御回答できるのかと思っております。

それから、御指摘いただきました地下構造の不確実性のところにつきましては、もちろんこれは基本的にはまず保安の措置をとるということ、それから貯留事業権の設定に当たって特に断層が多いエリアであるとか温泉・地熱開発を行っている場所といったものは避けるということが基本的な前提だと考えておりますので、不確実性があるから直ちに問題があるということではなくて、それは保安の責任であるとか権利の設定の許可の文脈の中で基本的な危険性というのを除去していくという考え方を持っております。

そういう意味では、そのままある種、無許可とか何の管理も、第三者の手が入らな

い形で事業を進めること自体はもちろんリスクは大きなものとしてあり得るということだと思っておりますけれども、適切な管理の下で行われることについて申し上げますと、やはり第三者への賠償の責任の場面というのはそれによって小さくなっていくということだと思っております。万一何らかの損害が発生したときにそこに対する措置がないということになりますと、国において保安責任があるから第三者に対する損害というのがないということでは問題であるということもありますので、この点についてはまずは被害者の救済、もう1つは、その責任の場面というのをはっきりすることを通じて事業者の皆様がリスクをしっかりと認識し、事故を起こさないということで事業を進めていくという意味で、明確化すること自体はインセンティブになるのではないかと考えているところでございます。

御指摘のところと基本的に事務局の考え方というのは、ずれはないと思いましたので、その旨だけコメントさせていただきます。

ありがとうございました。それでは、御発言の御希望がありますので、よろしく願いいたします。

私から2点コメントすべきと思った項目があるので、補足させていただきます。

地震が保険の対象になるかということについては、基本的には対象に入れることができます。先ほど申し上げた保険が機能しない場合ということがありましたけれども、事業者がデューデリジェンスを果たしているということが前提であれば地震に起因して発生した損害は保険の対象となるということをお伝えしたいと思います。

もう1つ、限度額の設定として先ほど海上であれば100億、陸上であれば50億ぐらいが一般的ですというお話をしましたが、基本的に事業者がプロジェクトを行う際には、現場で発生する最大損害の予想「Possible Maximum Loss」と言うのですけれども、それを事前に計算し、その予想最大損害額をカバーできる限度額設定をするのが一般的です。石油・天然ガス開発では海上であれば100億程度、陸上であれば50億程度を設定するというのが一般的なので、先ほどエネ庁からもお話があったとおり、その金額に収まる填補額を設定しているということになります。これを超えると、どちらかというと保険料コストが無駄になってしまうという考え方もあるので、そういった意味では限度額というのはそれなりに過去の事例を踏まえた損害をカバーできる設定であるということを御理解いた

できればよいかと思えます。

私からの補足は以上です。

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

全体にわたってばらばらとですけれども、幾つか質問とコメントをさせていただきます。

まず、鉱業権者が貯留事業権を申請する場合は入札手続を省略できるようにしてはどうかという点がありましたが、もし枯渇油ガス田を利用した CCS 事業に CCS のところから新たに事業に参画したい事業者がいた場合にはどういう扱いを想定なさるのでしょうか。

2 点目。貯留事業権は、権利である以上放棄も理屈としては可能だと思うのですが、放棄に条件を設ける等の手当ても必要なのではないかと思います。

3 点目は賠償責任に関する御質問です。技術的にどういったビジネスモデルが志向されるのか認識していないのですが、海域にリグを立てて分離・回収も全て海上で行いますといった場合に、そこでアミンが海域に漏れた、しかし人的な被害や物損は生じませんでしたといったとき、賠償請求主体を観念し得ないのですが、環境損害は保安規定の中でカバーし、手当てのための費用の積立てなども保安規定の中で要求していくという理解でよいのでしょうか。

4 点目、これはコメントですが、既存枯渇ガス田などを利用する場合は、ガス生産用のパイプラインその他インフラが一通りそろっており、周辺に CCS 用のインフラを新たに作るのも比較的容易かと想像するのですが、そうすると、既存の鉱業権者と新規に CCS をやろうとする事業者とでキャペックスが明らかに違ってくると思います。そういった差についてどうイコールフットィングを図っていくのか。補助金で埋めていくのか。

また、既得権益的なものを持っている事業者に CO₂ の受入れに関して恣意性があるてはならないといったような規制を課すのかどうか。これは法律 WG ではなくコスト WG 等での検討事項かもしれませんが、お話を伺っていてどうなるのかなと疑問に思いました。

どうもありがとうございます。御発言は賠償責任に関してでしょうか。

先ほどの不確実性という話ですが、エネ庁からの御説明で私も対応というのはよく分かっているつもりでいるのですけれども、「不確実性」という用語そのものがちょっとリス

キーではないかなということが私の指摘でございますので、その点よく御考慮いただければと思っております。

どうもありがとうございます。御発言は賠償責任についてでございますか。

はい。1点だけ、教えていただきたいなと思っております。

保険のところ、サイトでの作業に起因する第三者の損害が保険の対象になるということで、EORの場面でCO2圧入する行為というのは観念できるなと思っております。一方でCO2を貯留する行為というのでしょうか、圧入した後の状態というのは、何かそこに行方を観念してそれで保険を考えているのが今のEORの実務なのか。それとも、CO2を圧入したところに着目して、そことの因果関係といった観点で保険を理解すればいいのか。そのあたり、もし現時点での実務運用等ありましたら教えていただきたいなと思ひまして、質問させていただきました。ありがとうございます。

ありがとうございます。もし可能でありましたら御回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。CCS事業は圧入後貯留という期間があつてというお話ですが、基本的にはサイトで発生する作業の中には管理をするということも概念としてはあると思いますので、管理責任の観点で保険の対象とすることができるのではないかと考えております。

この回答でよろしいでしょうか。

大変よく分かりました。ありがとうございます。

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

貯留事業に係る賠償責任についての議題は以上にいたしまして、先に御発言いただいたのですけれども、本日の貯留事業権について、また貯留事業に係る保安・賠償責任について、全ての論点について御質問・御意見等あれば頂きたいと思ひます。特に貯留事業権に関しましては私がせかすようなことを申しましたので、発言を控えられた委員の先生もい

らっしゃるのではないかと思いますので、ここで御発言等いただければと思います。いかがでしょうか。10 分程度ありますので、御発言いただきたいと思います。それでは、お願いいたします。

鉱業法においては責任が無期限であって別に有限ではないというところがあって、確かににおっしゃるとおりだと思っています。一方で、CO₂ の貯留の場合には未来永劫 CO₂ を貯留するという行為があって、そのときに未来永劫、民間の事業者に行方責任がつきまとうということが重すぎやしないだろうかという点を問題意識として持っております。その点だけ補足的にコメントさせていただきたいと思って、手を挙げさせていただきました。

ありがとうございます。それでは、お願いいたします。

全体についてのコメントですけれども、まず、今日の説明について私は特に違和感なく、全体的にはこういうイメージなのかなと思って聞いておりました。

その上で幾つかコメントですけれども、まず貯留事業権のところはコメントが重なるのですが、既存の鉱区権者と貯留事業者との関係、この中で一定の調整が必要になる場合が出てくるのかなという気もしています。

鉱区を持っている人が CCS でやる気満々だったらこれは何ら問題ないのですけれども、そうでない場合、要は CCS の実施をするということと既存の油ガス田の開発ということの社会経済的価値のある種一定の比較考慮が必要になる場合があって、もちろん当事者間で話し合っ決めてもらうというのもあると思うのですけれども。例えば今の鉱業法の中にあるような、これは土地所有者と鉱業権者との間での一定の調整を経済産業大臣がしていると思うのですけれども、そういった国が何らかの調整をすることが必要になることがあるのかというのは検討の必要があるかなと聞いていて思いました。

あと賠償責任についてですけれども、これは何の賠償なのかというところをよく考えたほうがいいかなという気がしています。要は、CO₂ はもともと無害なガスであって、その漏えいに伴う損害とは何なのかということですので、例えば CO₂ 削減してクレジットを得ていますといった、そういうどこかで利益を享受していましたみたいな場合であれば、それに対する金銭的賠償みたいなものが出てくるのかもしれませんが、あるいは地球環境への負荷がリークによって出てきてしまいましたということであれば、何らか別の

方法でオフセットしてもいいわけです。要は一番効率的な方法で出てきた事象に対する手当てをするということが重要なので、やはり何の賠償なのかと考えてやる必要があるかなと。

例えばアミンの話とか地震の話もありましたけれども、既存の掘削と同じようなものであれば、それはもう既に石油とか地熱の開発でもいろいろな形で手当てはされてきているので、今回のワーキンググループでは CO2 について特に何を考慮すべきかという観点に絞って議論したほうがいいかなと私は思います。

最後です。責任の国への移管という話があって、それはそのとおりだと思うのですが、結局最後は国民負担をどうするかという問題になると。国が何らか負担してもそれはやはり国民の税金だということになるので、費用負担の仕組みをよく考える必要があります。そのときに既存の鉱害防止でも事業者から基金を募るとかいろいろな形で供託の仕組みもあると思いますので、国民負担をどうするのかという観点でこういった問題は考える必要があるかなと思いました。

ありがとうございます。それでは、お願いいたします。

まず、御発言に対して一言だけ。鉱業法であっても、鉱業権の行使に従って穴がそこに未来永劫あるのは同じなので、そこは無限責任で変わらないのではないかなというのが私の意見です。

もう1つ、この貯留事業権のところについて今おっしゃっていたような環境損害なども考え合わせると、あるいは地元の理解も考え合わせると、もうちょっと住民参加に関する規定が充実してもいいのではないかなと思います。特に物権化してその地上の権利者との間に権利が衝突することを前提としているのであれば、何らかの住民参加の規定がもう少し充実したものがないといけないのではないかなと思います。

どうもありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。お願いいたします。

今ちょうど出ているスライドですが、「賠償責任の限界」という言い方が多少ミスリーディングな感じがいたしまして、例えば③の求償権が他の人に対して求償できる場合があるというのは、当該事業権者の無過失責任を制約する原理ではないのですよね。つまり、

被害者との関係では全部負いますと。ただ求償できますというだけなので、国による補償契約もそうですけれども、「限界」と書きますと被害者に対する賠償責任自体が限定されているように読めてしまいますので、言葉を変えるべきだと思います。賠償責任の何といいますか「附則」というべきか、ちょっと私今適切な言葉が浮かばないのですが、「限界」という言葉がミスリーディングで、今後の議論のためにちょっと混乱を生じせしめるかなと思いました。

どうもありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうも活発な御議論、ありがとうございます。

それでは、何かコメントございましたらよろしくお願いいたします。

まず、頂いたコメントはまさにおっしゃるとおりでありまして、これはどちらかというところと損害賠償に対する制限ということではなくて、損害賠償責任は変わらないけれども、どちらかというところと「支援」という言葉が適切なのかはちょっとありますけれども、どちらかというところと被害者との関係性を何か規律するものでは、基本的には国の補償もそうですし、それから求償権のところも同じというふうに考えていますので、おっしゃるとおり表題についてはよく考えさせていただきたいと思います。

それから順を追いまして、御質問ということで、貯留事業に新しく参画する場合に、例えば既存の鉱区で行われているようなところへの参入というのはできるのかどうかという御質問を頂きました。ここは我々も完全なる結論に至っているわけではないのですけれども、法律の運用を考えていきますと、基本的には貯留区の貯留事業権者の方と鉱業権が設定されている場合には鉱業権者が異なるというのが、法律の適切な履行を担保するという観点ではあまりよくないことではないかと考えております。

そういう意味で、例えば CCS、貯留事業の観点から何かトラブルがあった場合に操業を止めてもらう必要がどうしても出てくるような場合があり得ると思うのですけれども、そこが関係者が分かれる場合に、あるいは追加される場合も恐らく意思決定するに当たって議論が発生するということで、適切な履行を短時間で確保しなくてはならないような場合というのがあり得ると思うのです。そういう場面を想定いたしますと、基本は同一で運営していくべきものと考えておりますので、そういう意味では、既存の鉱区でもともと操業しているような場合については、共同での貯留事業というのはなかなか観念をすべきで

はないかと今のところは考えているところでございます。

それから貯留事業権の放棄についての御質問ですけれども、もともとおっしゃるとおりの論点があると思っております、貯留事業を始めますといろいろなリスクを負うことになってまいりますので、いろいろな義務を受けていただく必要がどうしても出てくるところがございます。そういう意味では、この放棄の場面においても安全性等々に対するその担保措置が取られない限りにおいてはいきなり放棄ということはできないと思いますので、もともとこの権利の設定が許可に関わっている状況もありますので、放棄についても同じような考え方をするべきではないかと考えているところでございます。

それから、海上の場面についての御質問を頂きました。ここにつきましてはいろいろな議論があると思うのですけれども、もともとこの貯留事業権を設定するに当たって鉦害の防止との関係で適切かどうかというのをまず審査させていただくということが前提となっているのかと思っております。そういう中であって、海上で分離・回収をした場合に例えばアミンが漏れ出さないような十分な措置が取れそうなのかどうかというところが1つの評価軸になってくると思いますので、そういう意味では損害が発生する、しないの手前で、まずしっかりとした保安上の措置が取れるのかどうかを評価の対象とさせていただいて、それが難しいということであればやはり地上で分離・回収設備を設置していただく必要があるという形で事業を進めていただくことになると思います。

一方で、仮に一般的な安全措置としては十分取られているという場合に周辺環境への影響というものが出た場合どうなのかということになりますけれども、もちろん損害が発生しない場合においては基本的に国際条約等々でそのアミンが海上に漏れ出したときの対応は取られている、適切な手段があればそれに則って対応する必要があるということになりますし、なければ、海に例えば漁業権が設定されているようなエリアであれば、そこでの被害について相当の因果関係があればそれは賠償・訴訟の対象になってくると思いますので、そういった形で対応していくと考えております。

いずれにいたしましても、初めてやる事業ということになりますので、保安については十分吟味をして鉦害防止の措置が十分取られていなければ許可はできないということで考えていく必要があると考えております。

それから、キャベックスの違いについてどう考えるのかというところでありますけれども、まだここは今後の先進的な CCS 事業で、どちらかというと支援のほうのワーキンググループで御検討いただいているところでありますけれども、特に結論があるわけではあ

りませんが、恐らく先進性の中の要素として将来のコスト削減がどれぐらいできるのかをお示しいただくというのが1つの重要な要素ではないかというのが、事務方レベルでの検討としてございます。参入時点でのコストというのも1つの評価軸にはなると思うのですが、将来的な技術の発展性も含めて検討していく必要があるのかと思います。これはどちらかという予算の話でありまして、貯留区の設定のところではそういった議論をどこまでするのかはあまり審査要件にはならないかもしれませんが、予算側では少なくともそういうことを考えているところが、内部ではあるという状況でございます。

もう1つの御質問としては、CO₂の受入れを客観的な要件として、ある意味無差別義務のようなものを課すかどうかというところがあるかと思います。現状、いわゆる競争性に基づく議論というのは当然将来を含めて検討していく必要があると思っていますけれども、現状サプライチェーンとかバリューチェーンをつくっていく段階を考えますと、最初から貯留事業者の皆様はどこからの二酸化炭素も同じ条件だったら絶対引き受けてくださいというほどのキャパシティーがまずないということと、二酸化炭素の受入れを考える上で、二酸化炭素を受けられるキャパシティーとともに分離・回収をされる事業者の皆様のキャパシティーの両方とも考えなくてははいけない。特に事業の初期、今まさに初期の手前のところでですけども、考えていかななくてははいけないところもありますので、最初から二酸化炭素の貯留の事業に対して完全なる平等的なアクセス権を付与するというのは、キャパシティーの問題でなかなか今の状況ではできないと考えているところでございます。将来的にはそういったことも検討していく必要があると思います。

今検討すべきことは、恐らく契約の条件については、一定の客観化されたものとして、まず締結できる環境を整備するほうが重要なのかと考えているところでございます。これは所感ということで、今後も御議論いただければと考えております。

御指摘として地下の「不確実性」という用語がどうなのかというところ。これについても御理解いただけるように様々検討を進めてまいりたいと考えております。

既存の鉱区の調整というのが必要な場合には国も含めて調整すべきではないかというところでございますけれども、鉱業法では異種の鉱物を同じ鉱区で開発するときの調整というものは規定としてございますので、できる限りは鉱業法の担保もそうですし、それからCCS事業法の保安を含めた担保措置を考えますと基本的に同一の型でなるべくやれるようにしていくというのが重要なポイントだと思っておりますので、国も介在した形での勧告だとか、そうした措置をどこまで導入するかについては具体的なケースを含めてよく考

えていきたいと考えております。

それから、賠償のところについてクレジットが創出するという点でいいのではないのか、御指摘を頂いてございます。これは第三者の損害とクレジットとして自ら得たポイントをどういうふうに取り扱うのか、基本的には別の文脈であると考えております。クレジットについては、そのクレジット制度の中でどのように、二酸化炭素が漏えいしたことによってクレジットがキャンセルしたかを考えるということで、賠償については賠償の中で考えていくと考えているところでございます。

それから、国への移管・費用負担につきましては、今の状況ではまだ費用負担のところについて将来の見通しをもって考えることは十分できているところではありませんけれども、頂いた御意見についてはよく考えていきたいと思っております。

御指摘として、住民参加をどういうふうに捉えるのかというところでございます。これについては、いろいろ法律の先例を調べているところですが、陸域と海域で関係者の範囲というのがなかなか一致してこないというところがあります。これにつきましては、基本的には関係都道府県の協議の中でどういった合意形成を進めていくのかについても併せて検討して、都道府県の皆様の御意見としてステークホルダーとの協議が必要ということであれば、そういった形で協議等々するということも議論として十分あり得ると思っておりますけれども、今のところ、完全に同じ類型、同じ形というものを前提としてステークホルダーを特定するというのはなかなか容易ではないこともあって、現状の検討においては関係都道府県との協議を通じて具体的に決定することを想定しております。

考え方は以上でございます。

どうもありがとうございます。

それでは、経済産業省より、締めくくりの御挨拶をお願いできればと思います。

皆様、今日も長時間にわたりましてとても熱心にいろいろ論点をフォローしていただき、大変建設的なコメントも多数頂きまして、誠にありがとうございました。

中身について特に補足する点はございませんけれども、今回3回目ということで、次回12月に向けて、今日大事な論点をいろいろこなしていただきました。それも踏まえて、なるべく全体のアウトラインをお示しして、また皆さんに揉んでいただくというふうに進めていきたいと考えております。また、この委員会の外でもいろいろな形で活発ないろいろ

ろやり取りをさせていただければと思います。本当にどうもありがとうございました。

(3) 閉 会

どうもありがとうございました。

本日の会議は、以上となります。活発な御議論、また貴重な御意見、どうもありがとうございました。

午後 0 時 00 分 閉会